

再公示：次の案件については、12月14日に公示しましたが、応募がなかったため再公示いたします。

番 号：160986

国 名：ネパール

担当部署：人間開発部基礎教育グループ第一チーム

案件名：小学校運営改善支援プロジェクトフェーズ2（SISM2）終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格 付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年2月下旬から2017年4月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.6M/M、現地 0.7M/M、合計 1.3M/M
- (3) 業務日数：準備期間 6日 現地業務期間 21日 整理期間 6日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月8日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年2月21日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	教育分野にかかる各種評価調査
対象国／類似地域	ネパール／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ネパールにおいて、小学校の純就学率は2006年の87.4%から2010年には95.3%に向上し改善されているが、地域間の格差は大きく、また小学校1年生の19.9%が留年している(2012年Flash Report)。この要因には教員の質の低さや学校施設の不足に加えて、親の教育に対する意識の低さ、教員の欠勤率の高さ、少数民族やカーストの低位にある子どもの中退率が高いこと等が挙げられる。

ネパール教育省は、2009年から2016年までの7年間、教育政策として学校セクター改革プログラム(School Sector Reform Program、以下SSRP)を掲げ、教育の質の向上を重点課題として位置づけていた。教育の質に資する活動計画の一部として、教育行政の地方分権化と、住民参加による学校運営を重要戦略と位置づけ、教育法により各学校に地域住民で組織された学校運営委員会(School Management Committee、以下SMCという。)の設立を義務づけており、学校改善計画(School Improvement Plan、以下SIPという。)の策定と実施を行っている。

しかし、現実には、郡や村の行政官の人員や能力、学校を指導・支援するリソースパーソン(郡教育事務所下のリソースセンター配属)の人員や能力の不足により、地域の教育データや教育計画に基づく予算配賦は行われておらず、SIPに基づいた学校改善に必要な教育予算が確保できない状況が生じている。さらに、学校や地域の能力が不足する中での教育行政の地方分権化は、危惧されていたことではあるが、学校間、地域間の就学率・中退率に格差・ひずみを生じさせている。

これを受け、我が国は2008-2011年に技術協力プロジェクト「小学校運営改善プロジェクト」(以下、フェーズ1という。)により、教育省の政策実施部署である教育局をカウンターパートとしてダディン郡およびラスワ郡の2郡において住民参加によるSMCの学校運営能力の向上、地方行政官による学校運営の支援の強化を図った。その結果対象郡では、コミュニティの意識が向上し教員の欠勤・生徒の欠席が減る等の成果が見られ、同郡の初等教育の就学率および中退率の改善に貢献した。フェーズ1終了後もネパール政府はフェーズ1で開発されたSMC向け研修のガイドラインの全国配布、SIP策定ガイドブックを取りまとめ、SMC強化とSIP策定・実施を軸とした初等教育の学校運営改善に関して積極的に取り組んでいる。一方、大部分の学校がSIPを策定するものの、SIPの活動実施と学校への交付金との関係が薄いことから、SIPが十分に実施されていない。また、学校運営委員会および地方行政官に対する研修、研修後のモニタリング・フォローアップを含めた包括的な制度構築が必要とされている。

こうした状況を改善するため、我が国はネパール教育局をカウンターパート機関として、「小学校運営改善支援プロジェクトフェーズ2(以下、SISM2という。)」を2013年6月より2017年6月までの4年1ヶ月間の予定で実施中であり、現在、プロジェクトチームを派遣中である。本プロジェクトは、SIPの策定・実施を通じ、基礎教育のアクセス・質の改善に向けた学校運営が行われることを目指し、フェーズ1で開発したSIP作成・実施・モニタリングの仕組みを全国で普及・活用できるようにするための仕組みづくりと中央・地方教育行政官の学校運営支援の能力強化を行っている。

今回実施する終了時評価調査は、ネパール政府と合同でSISM2プロジェクト活動の実績及び成果を確認・分析するとともに、今後のネパールの支援に対する提言や類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続を十分に把握の上、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目(妥当性・有効性・効率性・インパクト・持続性)を確認するために、必要なデータ・情報を収集・整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2017年2月下旬~3月上旬)

- ①既存の文献・報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料、中間レビュー報告書、エンドライン調査報告書案、SIP分析報告書案等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)・実施プロセスを整理・分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、さらにプロジェクトやJICAネパール事務所、JICA本部へヒアリングを行い、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、既存のデータ・情報と現地で入手・検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、カウンターパート(C/P)機関、その他ネパール側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。
- ④調査団内の検討のため、評価グリッド(案)を用いて評価デザイン(案)(和文・英文)を検討する。
- ⑤国内で収集可能なデータを整理・分析する。
- ⑥学校セクター開発計画(SSDP)とSSDPの各目標を図る指標である「結果重視の資金協力指標(Disbursement Link Indicator: DLI)」に関する情報収集を行う。
- ⑦他の主要ドナーの動向(中期計画、実施中案件の内容及び進捗等)を情報収集する。
- ⑧対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2017年3月中旬～4月上旬)

- ①JICAネパール事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ネパール側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報及びデータの収集、整理を行う。
- ④当該関連分野に関するセクター計画および他ドナーの動向、今後の方針について情報収集・整理する。
- ⑤収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑥国内準備並びに上記③～⑤で得られた結果をもとに、他の調査団員及びネパール側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、合同終了時評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
- ⑦調査結果や他団員及びネパール側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、PDM及びPOの修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- ⑧合同終了時評価報告書(案)(英文)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑨上記⑧にて、作成された合同終了時評価報告書の最終版の内容および協議結果をネパール側C/P等に説明を行う。
- ⑩協議議事録(M/M: Minutes of Meeting)(英文)の作成に協力する。
- ⑪担当分野に係る現地調査結果を在ネパール日本国大使館およびJICAネパール事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間(2017年4月上旬～4月中旬)

- ① 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)の作成に協力する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 担当分野の調査結果を取りまとめ、終了時評価調査報告書(案)(和文)を作成する。

8. 成果品等

本契約における報告書は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

- (1) 合同終了時評価報告書(英文)

(2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案) (和文)

(3) 評価調査結果要約表(案) (和文・英文)

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒バンコク又は香港又はシンガポール又はクアラルンプール⇒カトマンズ⇒バンコク又は香港又はシンガポール又はクアラルンプール⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は1回、2017年3月中旬～4月上旬を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間ほど先行して現地調査の開始を予定しています。

なお、先方政府の予定等により、期間の変更の可能性があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括(JICA)

イ) 協力企画(JICA)

ウ) 評価分析(コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAネパール事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供(JICA調査団員が調査を実施する期間においては、JICA調査団員と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

英語を解さないC/Pと協議する場合は、英語⇄ネパール語の通訳を提供(必要時のみ、プロジェクトスタッフ同行)

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICA人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム(TEL:03-5226-8315)にて配布します。

- ・ 詳細計画策定調査報告書
- ・ SISM2 1年次 業務完了報告書
- ・ SISM2 1年次 SISM2モデル提案書
- ・ SISM2 2年次 進捗報告書(第一号)
- ・ SISM2 2年次 業務完了報告書

- ・ SISM2 3年次 進捗報告書（第二号）
- ・ 中間レビュー報告書

- ②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトの該当ページ
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12145587.pdf>) で公開されています。
- ・ ネパール連邦民主共和国 基礎教育セクター 基礎情報収集・確認調査報告書

（3）その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。また、必要に応じ、JICAによる安全対策研修・訓練を受ける。現地作業期間中は安全管理に十分留意し、現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上